

# 役員選任規程

## 第1章 目的

第1条 本規程は、本会議所定款第32条により、本会議所の次年度の役員（理事長・副理事長・専務理事・理事・監事）の選出方法を定めたものである。

## 第2章 選挙管理委員会

第2条 理事長・監事の選出委員および理事を選出するため、その選挙の管理および執行を行う機関として選挙管理委員会を置く。（以下、選挙管理委員会と称する。）

第3条 選挙管理委員会は、委員長1人、委員4人の定員5人とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該年度理事長が理事会の承認を得て、毎年6月30日までに各々指名により選出する。委員の欠損を生じたときは、その補欠は事項に準じ理事長がこれを指名する。

第4条 選挙管理委員会の任期は4ヶ月とする。ただし、理事会の決議により任期を延長することができる。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理および執行に関して責に任ずる。

第6条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意をもってこれを決する。

## 第3章 理事長・監事の選出委員

第7条 次年度の理事長および監事を選出するために理事長・監事選出委員をおく。（以下、選出委員会と称する。）

第8条 選出委員会は、当該年度理事および理事経験者7人にとって組織され、委員長は当該年度理事長がこれにあたる。

第9条 委員長以外の6人の選出委員は、7月例会出席正会員により、3人連記無記名投票によって選出する。なお、最低位同得票の場合には、選挙管理委員会の合議により決する。

第10条 選出委員会の被選挙人は、理事経験者で6月30日現在において正会員である者とする。

## 第4章 理事長・監事の選出

第11条 選出委員会は、委員全員の合意によって、次年度理事長1人および次年度監事1～2人を選出する。ただし、委員会は5分の4以上の委員の出席を要し、選出委員会の総意により決する。

第12条 前条によって選出される次年度理事長および監事は、当該年度の6月30日現在において正会員たることを要する。ただし、下記に掲げる者は被選挙人となり得ない。

- (1) 会費の納入を遅滞している者
- (2) 次年度において正会員の資格なき者
- (3) 理事経験のなき者

第13条 選出委員会は、第11条により選出された次年度の理事長・監事の氏名を遅くとも7月25日までに理事会に通知しなければならない。

## 第5章 理事選挙

- 第14条 次年度理事（理事長を除く）のうち、6月30日現在の正会員の10%（整数）の理事は正会員の直接選挙により選出する。次年度の理事の数は、理事選挙当選者確定する前までに次年度理事長予定者が決定する。
- 第15条 6月30日現在の正会員は、次年度理事の選挙権を有する。ただし、会費の納入を遅滞しているものを除く。
- 第16条 6月30日現在の正会員は、次年度理事の被選挙権を有する。ただし、下記に掲げるものを除く。
- (1)本年度を含む過去2年において、連続して役員の地位にあるもの。
  - (2)選出委員会において、次年度理事長および監事に選出されたもの。
  - (3)次年度において正会員資格なきもの。
  - (4)会費の納入を滞納しているもの。
  - (5)過去1年間出席率60%以下のもの
- 第17条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成した上、8月1日から5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。
- 第18条 前条名簿に脱漏または誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間中に理由を記載した文書を以て、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
- 2 異議申し立てがあった場合、委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合、選挙人名簿および被選挙人名簿への追加、あるいは校正を異議申し立て日より5日以内に行いかつ遅滞なくその決定を告知しなければならない。ただし、縦覧期間後の異議申し立ては認めない。
- 第19条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前までに到着するよう有権者に交付若しくは送付しなければならない。また、この時まで選出委員会によって選出された次年度の理事長および監事の氏名を、有権者に通知することを要する。
- 第20条 投票は、有権者1人につき1票、被選出人の連記制とし、かつ無記名とし、有権者は投票日の午後5時までに指定された場所に選挙管理委員会立ち会いのもとで選挙人が直接投票するか、または郵送の場合は書留郵便によるものとし、前日までの消印があるものを有効とする。
- 第21条 開票は、選挙管理委員会および当該年度監事の立ち会いの上、これを行わなければならない。
- 第22条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位が定まらない場合には、選挙管理委員会および当該年度監事立ち会いの上、当該得票者の当選順位を当該年度理事長の抽選により決定する。
- 第23条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、遅滞なく当選者の氏名を理事会および正会員に通知しなければならない。

## 第6章 理事・副理事長および専務理事の指名選出

- 第24条 次年度の理事長は、前章に定める理事選挙により、その選挙者が確定した日から7日以内に残りの理事を指名により選出する。
- 2 次年度の理事長によって指名選出された理事は、当該年度の6月30日現在における正会員たることを要する。ただし、下記に掲げるものは被選人となり得ない。
- (1) 選出委員会において、監事に選出されたもの。
  - (2) 第5章に定める理事選挙によって当選が確定したもの。
  - (3) 次年度において正会員の資格がないもの。
  - (4) 会費の納入を遅滞しているもの。
- 第25条 次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後、直ちに選挙により選出された理事および指名

により選出された理事の全員の中から、次年度の副理事長 2 人以上 3 人以内、専務理事 1 人を指名により選出する。

#### 第 7 章 通知・報告・承認

第 26 条 次年度の理事長は、選出された次年度の副理事長、専務理事および理事の氏名を当該年度中に開催される総会の前までに理事会に通知しなければならない。

第 27 条 当該年度の理事長は、本規程の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第 28 条 当該年度の理事長は、当該年度中に開催される総会において、選出された次年度の役員を改めて報告するとともに、役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

### 第 7 章 役員の補充選任

第 29 条 本規程によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し補充する。その指名選出は第 24 条に準じて行うものとする。

- 2 当該年度理事長は、役員の補充選任が行われた以後、最初の総会において役員の選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

### 細 則

第 30 条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。